福祉施設向け感染症対策研修コンテンツについて

～静岡県感染症対策課からのお知らせ～

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課

感染症対策課より、福祉施設向け感染症対策研修コンテンツについて説明します。



まずはじめに、感染症管理センターの取り組みについて説明します。

感染症管理センターでは、次の新興・再興感染症の発生に備えるべく、県内の感染症対策を総括的に担う拠点施設として設置され、令和６年４月から稼働いたしました。

感染症の発生前から流行拡大時、そして、終息まで一貫した対応ができるよう、司令塔機能を発揮する体制を整備し、感染症への対応力を高めることを目指しています。

具体的な取り組みとして、①から④までの４点をあげていますが、④の人材育成機能として、未知の感染症等が発生した際に、的確に対応できる人材を育成することを目的とし、研修事業や資料作成等を実施することで、県全体の感染症対応力の底上げを目指しています。

令和６年４月から義務化されたこと

（令和３年度　障害福祉サービス等報酬改定より）

１．業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、**業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等**を義務付け。

２．感染症対策の強化

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）**の実施を義務付け。

※いずれも３年の経過措置期間を設ける

感染症予防対策に関する情報提供をさせていただきます。

皆さんご存じかと思いますが、令和３年度の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、３年の経過措置を経て、令和６年４月から次のことが義務化となりました。

まず１点目は、業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合の、業務継続計画（いわゆるBCP計画）の策定が義務づけられていることです。

また、感染症対策の強化として、感染症対策検討委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施等が義務付けられています。

令和６年４月から義務化されたこと

（令和３年度　障害福祉サービス等報酬改定より）

（１）感染症に係る業務継続計画への記載事項

① 平時からの備え
（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

② 初動対応

③ 感染拡大防止体制の確立
（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

なお、業務継続計画（BCP）については、平時から備えるべき事項や、感染流行期の初動対応をどのように取るのか、感染を拡大しないためにはどのような防止体制を整えたら良いのか等についての記載が求められています。

令和６年４月から義務化されたこと

（令和３年度　障害福祉サービス等改定より）

（２）研修の実施
① 内容…業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う
② 頻度…定期的（年１回以上）

（３）訓練（シミュレーション）の実施
① 内容…業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等
② 頻度…定期的（年１回以上）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号）

研修と訓練については、どちらも「技術を身につける」「人材育成」といった意味では同じですが、研修は「知識を習得する場」一方で、訓練は、何回も繰り返し実施することで、技術やスキル、現場で必要となる対応方法を体得していくためのものになります。

令和３年度の障害福祉サービス等報酬改定では、いずれの施設においても研修・訓練をそれぞれ年１回以上実施することが義務づけられています。
しかし、１回やったから「よし、終わり。」ではなく、繰り返しやっていただくことで、何かあった時にも慌てずに行動できることにつながりますので、できる範囲から少しずつ実施していただけたらと思います。

令和６年度　障害福祉サービス等報酬改定について

１．業務継続計画未算定事業所に対する減算の導入ついて

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、**基本報酬を減算する**。【告示改正】

２．障害者支援施設等感染対策向上加算について

障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(厚生労働省)15ページ
https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf

特に、令和６年度の障害福祉サービス等報酬の改定では、業務継続計画を未策定の事業所に対しては、「基本報酬を減算する」とされています。
次の新興感・再興染症感染症の発生時や、大規模なクラスターが発生する時に備えて、各施設で必ずＢＣＰ計画の策定、研修や訓練の実施をしていただきたいと思います。

また、併せて、障害者支援施設等感染対策向上加算の仕組みが新設されています。
新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築すること。一般的な感染症について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していることが要件になります。
また、加算Ⅱを取得するには、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けていることが条件になります。

障害福祉サービス等の入所施設の皆様におかれましては、このような加算の仕組みも新設されておりますので、ぜひ地域の医療機関とも日頃連携を取りながら、研修の実施や感染症への対応、日頃からの助言等を受けていただきたいと思います。

なぜ施設で「感染対策研修」が必要なのか

＜ケア対象者の特徴＞
- 感染症に対しての抵抗力が弱い
- 利用者自身での衛生管理が不十分
- 身体合併症がある
- 症状が顕在化しにくい
- 症状を正確に伝えられない
- 診察・検査への協力が得られにくい
- 行動制限の協力が得られにくい

研修を通じて、平時からの『感染対策』を見直すことは、
- ケア対象者に対し、**安全にケアを提供する**ため
- ケア**対象者と職員自身を守るため**　　に必要なことです

特に、皆さんが日々ケアを提供している対象者は、「自己での衛生管理が不十分」など感染症にかかるリスクが高いです。
また、入所施設でも、通所施設でも複数の方々と空間や時間を共有しています。ある意味、リスクの高い人達と職員とで一つの集団を形成しているわけです。
この集団の中に感染症が入ると気がつかないうちに、日常のケアの中で広がっていく恐れがあります。
この『気づかないうちに』を防ぐためには、日頃から日常的に感染予防を意識した介護の手技を行っていくことしかありません。
『手に汚れがついていなくても、一つ作業したらアルコールで手を消毒する』『オムツ交換をしたら、人ごとにビニールエプロンを替える』。これらのことは、理解できれば難しいことではありません。しかし、難しくはなくても、根気よく続けていくこと、皆が同じようにやれることが必要です。

そのために施設内で研修を行い、職員皆が感染予防を意識すること、必要な手技を皆ができることをめざしていきましょう。ケア対象者に、安全にケアを提供できケア対象者と皆さん職員自身を守ることができます。

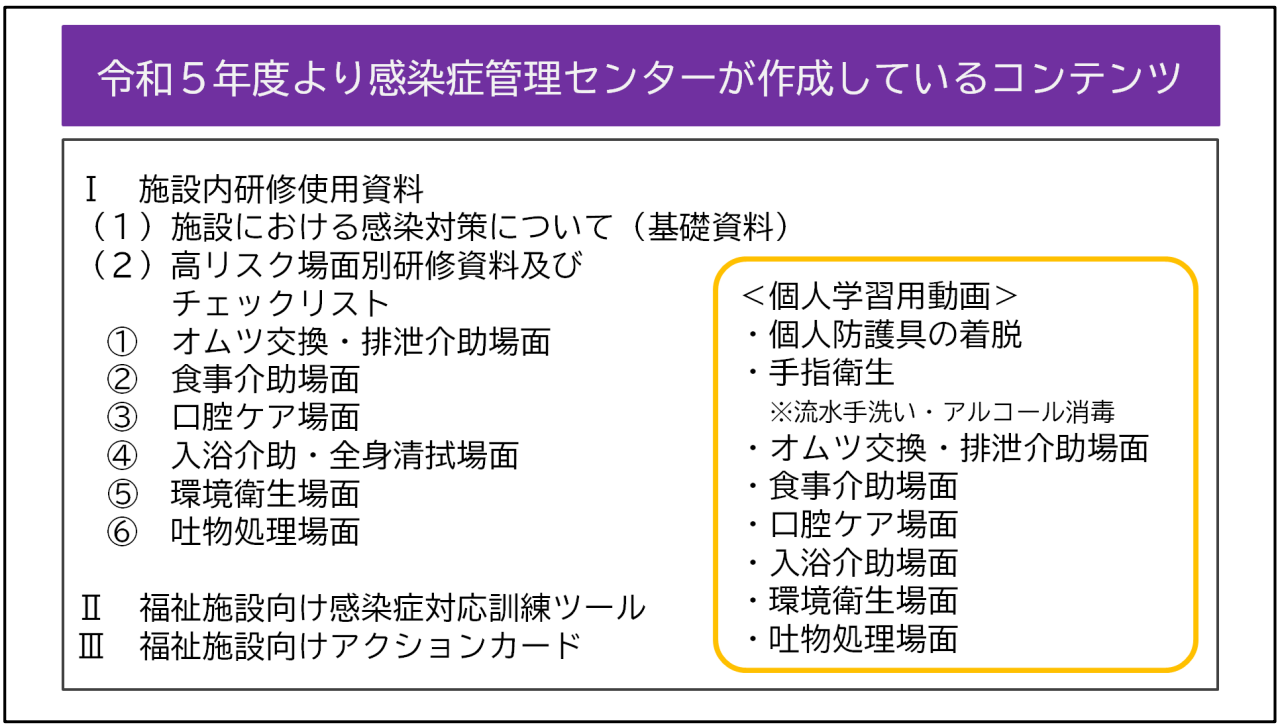

令和５年度から、県感染症管理センターでは、感染症に関する研修を実施しておりますが、研修に参加してくださった施設職員の方から、「感染症に対応する訓練と言われてもやり方がわからない」「感染対策について、どこをポイントとして伝えればいいのかわからない」等のお声を多くいただきました。

そこで、県では、より多くの施設で手軽に訓練や研修に取り組んでいただけるように、研修資料や訓練ツールを作成し、「感染症対策コンテンツ」と題して、県公式ホームページに掲載しています。

これらの資料やツールについては、県内医療機関の感染管理認定看護師の御協力を得て作成しておりますので、安心してご利用いただけるかと思います。

また、繰り返し学習できるように、自己学習用の動画もアップしていますので、ぜひ、施設内研修や個人学習用のツールとして御活用いただけたらと思います。

感染症対策コンテンツについて

自己学習に資する研修ツール作成し、県ホームページに掲載

施設向け研修資料（抜粋）

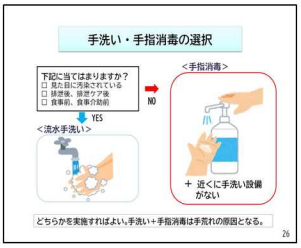



訓練ツール（抜粋）

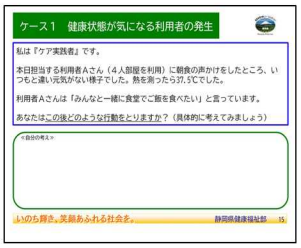



チラシ



左が実際の研修資料の一部です。
真ん中は、訓練ツールの一部になります。
まだ、ご覧になられていない方は、別添のチラシの二次元コードを読み取っていただくか、インターネットで「静岡県　感染症対策コンテンツ」と調べていただくと県のホームページにアクセスできますので、みていただけますと幸いです。



自己学習用の動画については、手指衛生や個人防護具の着脱場面のに関する動画を４本。感染高リスクの場面別の動画を６本の計10本の動画をアップロードしています。感染高リスク場面別の動画については、研修資料の内容の中で感染対策における重要なポイントをコンパクトにまとめたものになっておりますので、施設の中で実施する研修や職員の自己学習等にご活用ください。

なお、今年度は、施設内研修使用資料のうちの基礎資料である、『施設における感染対策について』の解説付き動画をアップロードする予定です。作成次第、皆様に周知をさせていただきますので、御承知おきください。

以上で、感染症対策課からの説明を終了します。